

第6章 災害復旧復興計画

- 第1節 災害復旧事業
- 第2節 被災者等の生活再建等の支援
- 第3節 地域復興の支援
- 第4節 災害復興事業

本章は、被災した市民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

第1節 災害復旧事業

項 目	担 当 (文字囲は主担当)
第1 災害復旧事業の推進	関係各部
第2 激甚法による災害復旧事業	関係各部

第1 災害復旧事業の推進

市は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

■災害復旧事業の種類

種 類	項 目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川 ○ 砂防設備 ○ 港湾 ○ 下水道 ○ 林地荒廃防止施設 ○ 地すべり防止施設 ○ 急傾斜地崩壊防止施設 ○ 海岸 ○ 道路、橋梁 ○ 漁港 ○ 公園 	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、農業用施設 ○ 林業用施設 ○ 漁業用施設 ○ 共同利用施設 	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画区域における街路、公園、都市排水施設等 ○ 市街地における土砂堆積等 	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
公営住宅 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害公営住宅の建設 ○ 既設公営住宅 	公営住宅法
公立文教施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設 ○ 公立社会教育施設 	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
厚生施設等 災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設等 	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法
医療施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設 	医療法、伝染病予防法
公営企業 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院 ○ 上水道 ○ 簡易水道事業 	医療法、伝染病予防法 水道法
公用財産 災害復旧事業計画		
水道施設災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設 	水道法
清掃施設等災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理施設 	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
その他の災害復旧事業計画		

第2 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚である災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。激甚災害に指定されたときは、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

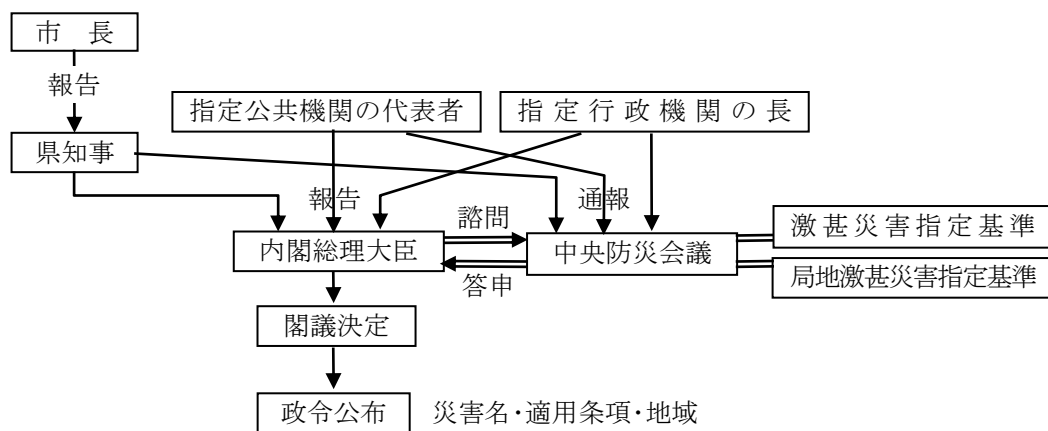
1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章第3条、第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業

助成区分	財政援助を受ける事業等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（法第7条） ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条） ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条） ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条） ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条） ○ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条） ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） ○ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例（法第13条） ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ○ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例（法第19条） ○ 母子福祉法による国の貸し付けの特例（法第20条） ○ 水防資材費の補助の特例（法第21条） ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条） ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（法第24条） ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例（法第25条）

2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

項 目	担 当 (文字囲は主担当)
第1 生活相談	保健福祉部、市民部、大和・三橋庁舎
第2 り災証明の発行	総務部、消防本部、市民部、大和・三橋庁舎
第3 雇用機会の確保	産業経済部
第4 義援金品の受入及び配分	保健福祉部
第5 災害弔慰金等の支給	保健福祉部
第5 生活資金の確保	保健福祉部、社会福祉協議会
第7 租税の減免等	市民部、保健福祉部、関係各部
第8 住宅復興資金の融資	建設部
第9 災害公営住宅の建設等	建設部
第10 郵政事業の支援措置	郵便局
第11 災害時の風評被害防止の啓発	総務部、保健福祉部

第1 生活相談

県は、県民情報センター、保健福祉環境事務所等に災害関連の総合相談窓口を設置する。また、必要に応じて、避難所、庁舎その他適当な場所においても、総合的な情報提供及び相談窓口を設置する。

保健福祉部、市民部、大和庁舎及び三橋庁舎は、災害時における市民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施する。なお、詳細は、第3章 風水害災害応急計画 第4節「災害広報・広聴活動」による。

保健福祉部は、精神科医療機関等と協力して、被災者や避難行動要支援者の精神的な障害を軽減させるため、カウンセリングなどの必要な措置を行う。また、必要な情報資料を作成し、総務部及び市民部へ提供を依頼する。

第2 り災証明の発行

総務部及び消防本部は、り災者のり災証明の発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ、り災証明書を発行する。被害調査等により客観的に判断できないときは、市民部、支部（大和・三橋庁舎）は被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対するり災届出証明書を発行する。

り災証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項である。

■ り災証明の担当及び証明の範囲

総 務 部	○ 家屋の全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等
消 防 本 部	○ 火災による焼損等

※ 市民部、支部（大和庁舎・三橋庁舎）は、り災届出証明書を発行する。

※ 別途様式 12-1 り災届出兼証明願

※ 別途様式 12-2 り災証明書

※ 別途様式 12-3 り災届出証明書

第3 雇用機会の確保

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

産業経済部は、被災者に対し、これらの情報を提供する。

■職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用

第4 義援金品の受入及び配分

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想される。

保健福祉部は、これらの受け入れ体制や配分等について速やかに体制を確立する。

1 義援金品の受け入れ

義援品の受け入れに際して、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう義援品提供者に呼びかける。

また、義援金品の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金品の保管

義援金は、り災者に配分するまで指定金融機関の専用口座をつくり保管し、義援品は市所有倉庫等に保管する。

3 義援金品の配分

県の配分基準にしたがって配分する。なお、市単独で決定する場合は、義援金品の配分に関して配分委員会等を設けて配分方法を決定し、り災者に対し適正かつ円滑に配分する。

■県の配分基準

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	2
	半壊半焼世帯	1
義援品	全壊全焼流失世帯	3
	半壊半焼世帯	2
	床上浸水世帯	1

第5 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

保健福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

- ※ 資料編 4-6 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ※ 資料編 4-7 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- ※ 資料編 4-8 柳川市火災見舞金等支給要綱

2 災害障害見舞金等

保健福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

総務部は、火災（地震による火災は除く。）の発生に際し、市が応急的に被災者の救助を行うため、柳川市火災見舞金等支給要綱に基づき、被災者に対して見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な市民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。

保健福祉部は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、とりまとめの上、県に提出する。

■法適用の要件

対象となる 自然災害	<p>適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>④ 県内で①又は②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①又は②に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①又は②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p>
対象世帯	<p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>

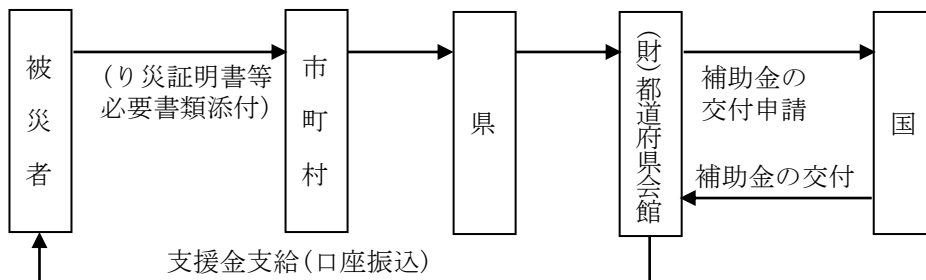
■支給金額

(単位：万円)

被害程度区分		基礎支援金		加算支援金		計
		住宅の被害程度		住宅の再建方法		
		①	②	①+②		
複数世帯 (構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	
	やむを得ず解体した世帯		補修	100	200	
	長期避難世帯		賃借	100	150	
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250	
			補修	100	150	
			賃借	50	100	
単数世帯 (構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	
	やむを得ず解体した世帯		補修	75	150	
	長期避難世帯		賃借	37.5	112.5	
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75	112.5	
			賃借	37.5	75	

※ ①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給する支援金
 ②加算支援金 住宅の再建程度に応じて支給する支援金

■被災者生活再建支制度のフロー



※県では支援金支給に関する事務の全部を(財)都道府県会館に委託している。

第6 生活資金の貸与

1 災害援護資金

保健福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ市に、無利子で貸し付ける。

■災害援護資金の内容

災害対象		県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		
貸付限度額	1	世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	2	家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
			イ 住居の半壊	170万円
			ウ 住居の全壊	250万円
			エ 住居の全体が滅失又は流出	350万円
	3	1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複	250万円
			イ 1と2のイの重複	270万円
			ウ 1と2のウの重複	350万円
	4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合	250万円
			イ 2のウの場合	350万円
			ウ 3のイの場合	350万円
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)	
		1人	220万円	
		2人	430万円	
		3人	620万円	
		4人	730万円	
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)	
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。			
	利率	年3% (据置期間は無利子)		
据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)			
償還期間	10年 (据置期間含む)			
償還方法	年賦又は半年賦			
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)			

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない程度の災害又は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯等が、生活を建て直すため、臨時に必要な経費等について貸し付ける。

なお、災害を受けたことにより、総合支援金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■資金の種類

- | |
|--|
| <input type="radio"/> 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） |
| <input type="radio"/> 福祉資金（福祉費、緊急小口資金） |
| <input type="radio"/> 教育支援資金（教育支援費、就学支度費） |
| <input type="radio"/> 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要援護世帯向け不動産担保型生活資金） |

3 母子福祉資金・寡婦福祉資金

県保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

保健福祉部は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

主な 対象者	<input type="radio"/> 母子家庭の母で、20歳未満の子どもを扶養している人			
	<input type="radio"/> かつて母子家庭の母だった人（寡婦）			
	<input type="radio"/> 40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人（所得制限あり）			
種類	<input type="radio"/> 事業開始	<input type="radio"/> 技能習得	<input type="radio"/> 修業	<input type="radio"/> 特例児童扶養手当
	<input type="radio"/> 事業継続	<input type="radio"/> 生活	<input type="radio"/> 就学支度	
	<input type="radio"/> 住宅	<input type="radio"/> 転宅	<input type="radio"/> 医療介護	
	<input type="radio"/> 就職支度	<input type="radio"/> 修学	<input type="radio"/> 結婚	

第7 租税の減免等

市民部、保健福祉部は、災害によって被害を受けた市民に対して市民税等の減免等、納税延期及び徴収猶予を行う。

また、市、ライフライン機関等は、被災市民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講じる。

■市税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。 ○ 災害が広範囲にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。 ○ その他の場合、規則で定める申請書を市長に提出するものとする。	
徴収猶予	災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)	
滞納処分の執行の停止等	災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。	
減免免除	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免、免除等を行う。	
	個人の市民税の減免	○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。
	固定資産税の減免	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について減免を行う。
	国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障害者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。

■県、国の減免等の種類

制 度 名	窓 口
更生医療身体補装具および重度身体障害者日常生活用具の自己負担額の減免	県保健福祉環境事務所、市福祉事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	県保健福祉環境事務所、児童相談所、市町村
精神障害者措置入院費の減免	県保健福祉環境事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免および徴収猶予	県税事務所
国税の減免および納税猶予	税務署

■公共料金等の特別処置

○ り災証明手数料の免除	○ ごみ処理手数料の減免等
○ 保育料の減免等	○ テレビ受信料金の免除等
○ 市営住宅家賃等の減免等	○ 電話料金・電話工事費の減免等
○ 上下水道料金の減免等	○ 電気料金・工事費負担金の免除等
○ し尿くみ取り手数料の免除等	○ ガス料金の納付延長等

第8 住宅復興資金の融資

建設部は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度の情報提供等を行う。

1 住宅復興資金

住宅金融公庫は、住宅金融公庫法に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

2 個人住宅災害緊急建設資金

県は、福岡県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度に基づき、被災者に対し、個人住宅の新築、改築資金を貸し付ける。

3 災害対策資金融資

市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進し、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資あっせん及び利子補助を行う。

第9 災害公営住宅の建設等

建設部は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

また、県の指導のもと、低所得被災世帯のため、国庫から補助を受け災害公営住宅を整備し、入居させる。

第10 郵政事業の支援措置

郵便事業株式会社（柳川支店）及び郵便局株式会社（柳川郵便局）は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■郵政事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便葉書の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 被災者救援用寄付金送金のための郵便振替料金免除
- 医療機関による医療救護活動への協力
- 簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請
- 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

第11 災害時の風評被害防止の啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

なお、広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

インターネットによる情報提供、風評被害対策用リーフレットの作成、車内吊り広告、テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映、広報誌への掲載、講演会の開催など。

〈主な実施機関〉

県（防災危機管理局、人権・同和対策局調整課、関係各課）、市（総務部、保健福祉部）

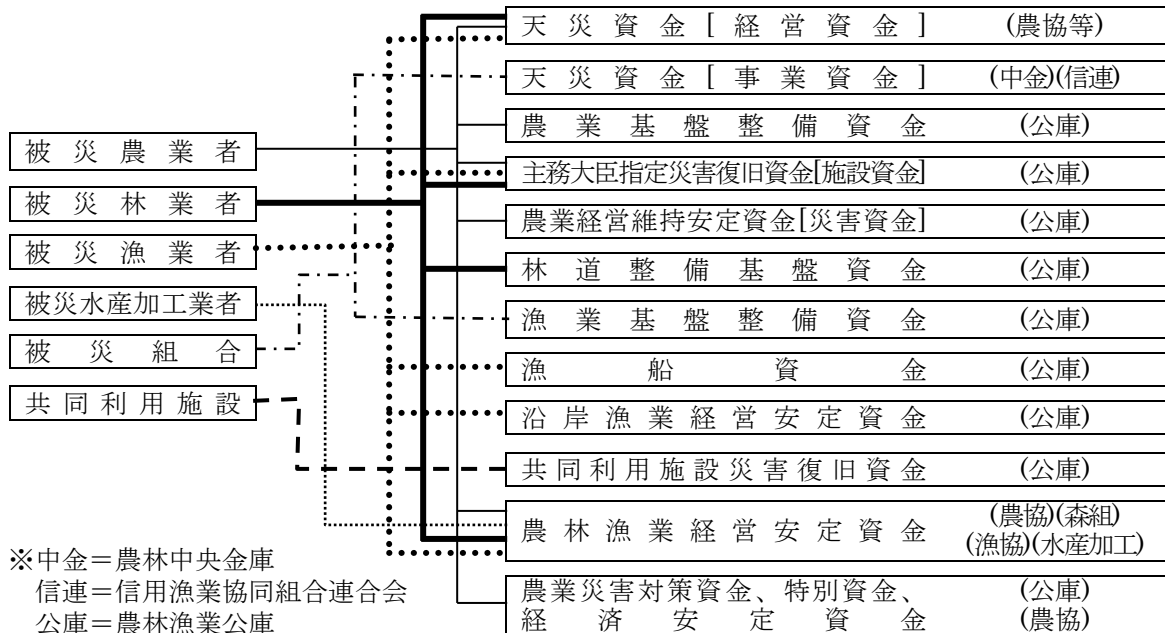
第3節 地域復興の支援

項 目	担 当 (文字囲は主担当)
第1 農林漁業者への支援	産業経済部
第2 中小企業者への支援	産業経済部

第1 農林漁業者への支援

産業経済部は、県、農業協同組合、及び漁業協同組合等の協力により、被災した農林水産業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林漁業関係融資



第2 中小企業者への支援

産業経済部は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■融資制度の種類

- 福岡県による融資
- 中小企業金融公庫による融資
- 国民金融公庫による融資
- 商工組合中央金庫による融資

第4節 災害復興計画

項 目	担 当 (文字圏は主担当)
第1 復興計画作成の体制づくり	総務部、関係各部
第2 復興に対する合意形成	総務部
第3 復興計画の推進	総務部、関係各部

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の変更、産業基盤の変更を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

また、住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、市は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主體的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2 復興に対する合意形成

市は、復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の取組みに配慮する。

■合意形成のための施策

- 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

市は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

1 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

2 復興計画の策定

計画策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

■計画構成例

- 基本方針
- 基本理念
- 基本目標
- 施策体系
- 復興事業計画等（想定される事業分野・生活）
 - ▽ 住宅 ▽ 教育・文化 ▽ 都市及び都市基盤
 - ▽ 保健・医療 ▽ 産業・雇用 ▽ その他
 - ▽ 福祉 ▽ 環境

第6章 災害復旧復興計画

第1節 災害復旧事業	223
第1 災害復旧事業の推進.....	223
第2 激甚法による災害復旧事業.....	224
第2節 被災者等の生活再建等の支援	226
第11 災害時の風評被害防止の啓発	226
第1 生活相談.....	226
第2 り災証明の発行.....	226
第3 雇用機会の確保.....	227
第4 義援金品の受入及び配分.....	227
第5 災害弔慰金等の支給.....	228
第6 生活資金の貸与.....	230
第7 租税の減免等.....	232
第8 住宅復興資金の融資.....	233
第9 災害公営住宅の建設等.....	233
第10 郵政事業の支援措置.....	233
第11 災害時の風評被害防止の啓発.....	234
第3節 地域復興の支援	235
第1 農林漁業者への支援.....	235
第2 中小企業者への支援.....	235
第4節 災害復興計画	236
第1 復興計画作成の体制づくり.....	236
第2 復興に対する合意形成.....	236
第3 復興計画の推進.....	237